

平成22年11月22日

平成22年11月22日

平成22年第10回  
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第75号

平成22年第10回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月12日

南部町長 坂 本 昭 文

記

1. 期 日 平成22年11月22日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第81号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第82号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第83号 南部町教育委員会委員の任命について

---

○開会日に応招した議員

板 井 隆君	仲 田 司 朗君
雑 賀 敏 之君	景 山 浩君
杉 谷 早 苗君	赤 井 廣 昇君
青 砥 日出夫君	細 田 元 教君
石 上 良 夫君	井 田 章 雄君
秦 伊知郎君	亀 尾 共 三君
足 立 喜 義君	

---

○応招しなかった議員

植 田 均君

---

---

## 平成22年 第10回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成22年11月22日（月曜日）

---

### 議事日程（第1号）

平成22年11月22日 午後2時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事日程の宣告
  - 日程第4 議案第81号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
  - 日程第5 議案第82号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 日程第6 議案第83号 南部町教育委員会委員の任命について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議事日程の宣告
  - 日程第4 議案第81号 南部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
  - 日程第5 議案第82号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 日程第6 議案第83号 南部町教育委員会委員の任命について
- 

### 出席議員（13名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 板 井 隆君    | 2番 仲 田 司 朗君  |
| 3番 雑 賀 敏 之君  | 5番 景 山 浩君    |
| 6番 杉 谷 早 苗君  | 7番 赤 井 廣 昇君  |
| 8番 青 砥 日出夫君  | 9番 細 田 元 教君  |
| 10番 石 上 良 夫君 | 11番 井 田 章 雄君 |
| 12番 秦 伊知郎君   | 13番 亀 尾 共 三君 |
| 14番 足 立 喜 義君 |              |
-

**欠席議員（１名）**

4番 植田 均君

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局長 ----- 谷 口 秀 人君 書記 ----- 伊 藤 真君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 ----- 坂 本 昭 文君 副町長 ----- 藤 友 裕 美君  
教育長 ----- 永 江 多輝夫君 総務課長 ----- 森 岡 重 信君  
教育次長 ----- 稲 田 豊君

---

**午後２時００分開会**

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は１３人です。地方自治法第１１３条の規定による定足数に達しておりますので、平成２２年第１０回南部町議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第１ 会議録署名議員の指名**

○議長（足立 喜義君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、次の２人を指名いたします。  
１２番、秦伊知郎君、１３番、亀尾共三君。

---

**日程第２ 会期の決定**

○議長（足立 喜義君） 日程第２、会期決定の件を議題といたします。  
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定しました。

---

### 日程第3 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元の配付の日程表のとおりであります。

---

### 日程第4 議案第81号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第81号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第81号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

この議案の内容でございますけれども、これは平成22年の人事院勧告に伴いまして、一般職の職員及び特別職の職員の期末勤勉手当を引き下げのために、各該当する条例を改正をいたすものでございます。

改正の内容でございますが、一般職の職員については本年12月支給分の期末手当を1.5月から1.35月に、また勤勉手当を0.7月から0.65月に引き下げ、年間の支給月数を4.15月から3.95月に引き下げる内容のものでございます。また、特別職につきましては、本年12月支給分の期末手当を1.65月から1.5月に引き下げを行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしておりまして、本年12月に支給する期末勤勉手当から適用をする内容にいたしておるものでございます。以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 2点か3点になると思いますがお聞きしますので、どうぞよろしくお願ひします。

先ほど議案81号に提案理由がありましたが、その中でお聞きするんですけども、これによってですね総額が今までの計算からして、今度の新しい、旧から新に変わった場合、幾らの総額が減るのかということと、それから、職員のなんですけども、これが平均すると旧と新に対してど

れぐらいの減額になるのかということ、これが2つですね。

それから、3つ目なんですけども、特別職、町長、それから副町長、それから教育長、病院管理者ですね、これも差がどんだけの減額になるのか、この4点になりますかね、教えていただきたいんでよろしくをお願いします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。影響額ということでお答えをいたしたいと思えます。特別職で3人該当があります。ちょっと病院のところは省かせていただきたいと思えますけども、特別職が3人ございます。合計で32万6,000円の影響が出るものでございます。また、一般職ですが、133人分該当いたします。885万円という影響になっております。これを1人当たりということに直しますと、6万6,500円程度となるものでございます。合わせまして影響する人数が136人、885万4,000円が影響するものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） ありがとうございます。もう1点、改めて聞くんですけども、885万円が総額ですね、なるということですね、これは職員だけの金額でしょうか。もう一度、私の理解がどうか、ちょっと不十分だったら申しわけありませんのでもう一度お聞きしますが、885万円というのは職員の133人分で、それから、特別職の32万6,000円というのは、この885万円とは別に32万6,000円ということでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 先ほど申しました合計額でございますが、どうも足し算をしておられない数字を申したようでございます。繰り返しになりますが、再度金額を読み上げさせていただきます。特別職が32万6,000円、一般職が885万4,000円、合わせまして917万6,000円が全体の影響額ということで訂正をよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 先ほど副町長からの説明で、提案理由で22年の人事院勧告に基づいて、本町でもこのことからこういうぐあいに改正するということなんです。まさにお金が

ないということかどうかは別として、1つは町の職員の給与が下がるということ、これ1つは人事院の査定の問題は何かといいますと、民間企業の平均から割り出して公務員に対してこうだというぐあいに割り出してると思うんです。私は、給与の改正のことについていつも申し上げるんですけども、やはりこの中で、じゃあ民間のベースの中でどうなのかということをおっしゃると、らくらくの高額所得者やっておりますけども、平均からしますと非常に苦しい状況が一般的なんですよ。そういう中で、それにあわせてやるということはそれだけ生活水準を下げなければならないという、そういう状況に追い込まれると思うんです。ましてや、今、この経済が疲弊してる中でそのようなことはやらずに、やはり国がお金がないといいながら使い方が非常に大きな問題があって、私はこのようなことを認めることは経済にとってますます落ち込むことであり、このことをもって反対するものであります。以上です。

**○議長（足立 喜義君）** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

**○議員（9番 細田 元教君）** 先ほど亀尾議員が言われました、ごもっともです、私も本来ならば職員の給料は下げてもらいたくないと思いますが、世間ではもっと厳しい風が吹いておりまして、ボーナスもないとか、全然給料が上がらないとか、大変な厳しい状態が今世間の風でございまして、世間の状態であります。そこで、公務員の給料だけがそのままであると、ちょっといかなものか。確かに経済効果のことをいえば、公務員がボーナスが出たときとか、公務員さんが給料が出たときは、回りの商店街等は確かに活気づいてるところがあります。うらやましい限りというところが世間の常識でございまして、基本的には私も亀尾議員と同様、下げてほしくない。ですけども、これをそういうことすれば世間との隔離、また格差が広がるんじゃないかと。国の方でも事業仕分けをしながらいろいろ削減しておりますけどもなかなか出てこない、お金が。仕方なくこういうことで、917万6,000円総額で減額になりますが、このお金がまた町にたって有意義な活用をされることをお願い申し上げまして、この案については賛成いたします。

**○議長（足立 喜義君）** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（足立 喜義君）** これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第81号、南部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

議案第81号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第82号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第82号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 議案第82号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

南部町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、氏名、生年月日の順に読み上げたいと思います。南部町絹屋1037番地の2、影山忠、昭和15年9月15日生まれ。南部町高姫836番地、小早川徹栄、昭和17年12月13日生まれ。南部町上中谷2011番地、田邊元史、昭和26年12月6日生まれということでございます。

任期は3年間でお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第82号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第6 議案第83号



○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第83号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 議案第83号、南部町教育委員会委員の任命についてでございます。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、氏名、生年月日、任期でございます。南部町馬佐良423番地、毎川秀巳、昭和29年10月22日、任期は4年でございます。

なお、任期の始期でございますけれども、22年の12月8日から4年間ということで、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 議案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第83号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決します。

議案第83号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

よって、第10回南部町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成22年第10回南部町

議会臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

**午後 2 時 1 7 分閉会**

---